

新型コロナウイルス感染症発生時の 対応・業務継続に関するガイドライン

畜産事業者のみなさまへ

畜産業及び関連事業は、県民への食料の安定供給に重要な役割を担っています。従業者に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時、事業者は業務継続を図る際に下記の基本的なポイントを参考にして下さい。

※「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_tik.pdf

1 予防対策の徹底

厚生労働省の情報に基づいて、**徹底した対策**をお願いします。

○従業員に感染予防策を要請します。

- ①体温の測定と記録
- ②発熱などの症状がある場合は、所属長への連絡と自宅待機
- ③37.5℃以上の熱が4日以上継続した場合等は、所属長に連絡の上、保健所に問い合わせ

○事業者の業態に応じて感染予防対策を行って下さい。

※卸売市場や家畜市場のせり場など常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用し、着用しない場合は適切な距離を保って取引を行うことを徹底する、など。

○従業員から診断結果等の報告を速やかに受ける体制を構築して下さい。

○手洗いなどの感染予防策を徹底して下さい。

- ①出勤時やトイレ使用后、作業場への入場時の手洗い、手指の消毒
- ②できる限りマスクを着用、咳エチケットの徹底
- ③通常の清掃に加え、水と洗剤を用いて人がよく触れるところを拭き取り清掃

～複数の従業者が接触する機会を低減させるための措置～

(1)各種作業

- ・可能な限り作業ごとに人員を固定(グループ化)し、他の従業員との接触する機会を作らないこと
- ・搾乳など複数の従業者が同時に作業する際は、必要な人員に絞り、一定の距離を保ちながら行うこと
- ・作業に必要な器具については、可能な限り共用を避けること

(2)その他

- ・従業者が集まる場所では、できるだけマスクを着用し、十分な換気を行うとともに、近距離での接触を避けるようにすること。
- ・担当者との連絡は、メールやホワイトボードなどを活用すること。
- ・休憩(食事を含む)は、時間や場所をずらして取得し、こまめに消毒を実施すること。

2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

患者が発生した場合は保健所の指示に従い対応して下さい。

- 患者が確認された場合には、**保健所に報告し、対応について指導を受けるとともに、従業員に周知**して下さい。
- 保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けます。
- 濃厚接触者**と確定された従業員には、**14日間出勤停止し、健康観察を実施**して下さい。
- 濃厚接触者と確定された従業員は、**発熱又は呼吸器症状**を呈した場合は、**保健所に連絡し、行政検査を受検**します。

3 施設設備等の消毒の実施

- 保健所の指示に従って**、感染者が勤務した区域の消毒を実施します。
緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域のうち、頻繁に手指が触れる箇所を中心に、アルコールで拭き取り等を実施して下さい。
- 一般的な衛生管理が実施**されていれば、感染者が発生した施設等は**操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません**。

4 業務の継続

- 畜産農家は、家畜の飼養管理、搾乳等を毎日欠かすことができないことから、**業務が継続できるよう準備**をお願いします。
- 必要な場合、生産者団体が中心となって、畜産農家、生産者団体、関連団体、乳業者、飼料製造業者、運送業者等の間で**業務分担する体制を検討・構築**して下さい。

【検討事項】

- ①畜産農家の体制又は生産者団体等による支援体制の整備
- ②感染者等の把握と情報共有
- ③生産現場の速やかな消毒
- ④業務継続のための支援
 - ・代替要員の確保
 - ・代替要員が確保できない場合の措置
- ⑤生産者団体等による管内への注意喚起への発出

連絡先：山梨県西部家畜保健衛生所 TEL:0551-22-0771 FAX:0551-22-6728
夜間・土日・休日の連絡先：090-5564-1018 土日・休日の連絡先：090-5568-0817